

# 第 28 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 10 月 6 日（金） 15 時 00 分～16 時 50 分

2. 場所 黒部市役所 3 階 301 会議室

3. 出席委員 13 名

農業委員 13 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	6 番 能澤 喬之	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子
9 番 大坪 敏郎	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨	13 番 佐々木 智
14 番 中坂 稔			

4. 欠席委員 1 名

10 番 宮崎 誠一

5. 農業委員会事務局 3 名

事務局長 平野 孝英

係 長 小森 亘

主 任 中陳 栄

主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 97 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 98 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 99 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(4) 議案第 100 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

(5) 議案第 101 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 28 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

能澤 喬之委員、船屋 裕子委員の両委員を指名します。

会長：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

宮崎 誠一委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 97 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」審議を行います。

事務局より説明願います。

◎議案第 97 号

事務局：議案第 97 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 愛本地区 宇奈月町明日〇〇番〇 地目：畑 342 m<sup>2</sup>について。

譲受人：黒部市宇奈月町明日 〇〇さんへ

譲渡人：黒部市宇奈月町明日 〇〇さんからの所有権移転であり、理由は売買です。

配布した地図にありますとおり、譲受人は、申請地の東側隣接地の居住者であり、譲渡人は申請地の西側隣接居住者であります。譲受人の自宅はもともと譲渡人の農地に住居を建てたものであり、残った農地については所有者名義が譲渡人のまま、譲受人が耕作してきた状況でした。

今年 4 月から下限面積の要件が撤廃され、詳細な営農計画がある場合、非農家でも農地の購入が可能となったことから今回の申請がありました。営農計画では年間を通しナス、ジャガイモ、ダイコン、トマト等を栽培し、母と協力し耕作にあたり、地域の水路清掃や防除作業に参加するなど、取得後、農地として有効利用する計画がありました。今後の営農活動や、農地の耕作の実態に合わせた所有者の変更など、有効的な活用が見込まれるため、申請あたって問題はないと考えられます。

〈2 番〉 大布施地区 栃沢字西長〇〇番〇 地目：田 112 m<sup>2</sup>について。

譲受人：黒部市栃沢 〇〇さんへ

譲渡人：黒部市栃沢 〇〇さんから所有権移転であり、理由は贈与です。

地図にあるとおり、譲受人の居住地は該当の農地の隣接南側で、譲渡人の居住地はその隣りにあります。譲渡人によりますと、長年 50 年以上にわたり、該当の農地を譲受人家族一同で耕作してきており、譲受人の土地だと思っていたとのこと。譲渡人の夫のご不幸と相続等をきっかけに、確認したところ、実は譲渡人の土地であり、これまでの耕作者と所有者を一致させたいため今回の申請がありました。譲受人は勤めながら、既に所有している耕作地と併せ家庭菜園として利用する予定です。関係者の同意や、土地の耕作と所有の一致により今後の安定的な営農が見込まれるため申請あたって問題はないと考えられます。

〈3 番〉 石田地区 堀切〇〇番〇 地目：田 504 m<sup>2</sup>について。

譲受人：黒部市堀切 〇〇さんへ

譲渡人：黒部市三日市 〇〇からの所有権移転であり、理由は売買です。

該当の土地については、新たに県道前沢大布施線が延伸され、一部道路にかかる予定

のため、土地収用にとまなう売買の一環として申請されました。事業主の県や市によりますと、県道新設による農地買収により、周辺に狭小田が発生するおそれがあり、それを防ぐため、市が買収した土地を譲受人に譲るものです。譲受人は申請地隣の農地の所有者でもあり、今回の道路工事により、農地のほぼ中央が道路用地となり、674㎡が県に収用されるため、その補償地を求めるため今回の申請となりました。

譲受人は県道新設後も農業を行い、江ざらいや、畔と用水の管理などの意思が確認できたため、譲受人として適当だと考えられます。

以上計3件 3筆 958㎡であります。事務局から以上です。

会 長：それでは、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、愛本地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、3番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第98号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、以上2議案を審議いたします。事務局より説明願います。

#### ◎議案第98号

事 務 局：議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件ございます。5ページをご覧ください。

〈1番〉 荻生地区 荻生字新堂〇〇番外1筆 地目：田 現況：宅地の2筆 653㎡について。

申請者は、〇〇さんであり、転用目的は一般住宅用地です。

申請人は申請地に妻と子ども2人の4人で暮らしています。以前は埼玉県さいたま市に居住しておりましたが、亡くなった祖母が所有していた土地を相続し、平成29年に申請地に住宅を建てました。当時から申請地周辺が市の土地区画整理事業により整備されていたことから、登記地目等を確認せずに建築し、のちに地目が農地であったことが分かり、是正のため申請されました。このため、始末書を添付の上、申請書が提出しております。

申請地は市の区画整理事業の区域内であり、都市計画用途地域である準工業地域となり、農地区分としては原則許可となる第3種農地となります。

以上、1件 2筆 653㎡です。

◎議案第 99 号

事務局：議案第 99 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、5 件  
ございます。7 ページをご覧ください。

- 〈1 番〉 下立地区 宇奈月町下立〇〇番外 5 筆 地目：田 現況：田の 6 筆 18,311 ㎡について。  
借人 黒部市沓掛 〇〇へ  
貸人 魚津市印田 故〇〇 相続人外 9 名からの賃借権設定であり、転用目的は陸砂利採取のための一時転用です。転用期間は令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの 2 年間です。  
借人は、土砂採取ならびに販売業、それに附帯する業務を行っている会社です。これまでも、位置図にありますとおり、申請地近接の農地を令和 3 年 3 月 31 日付けで陸砂利採取のための一時転用許可を受けており、令和 4 年 9 月 8 日付けで事業計画変更を行い、一時転用期間内である今年 3 月 31 日までに農地として現状復旧を完了しております。今回の申請地も、建築及び建設工事用骨材生産のための陸砂利採取を目的として申請され、所有者及び耕作者等の関係者、本市の農業振興地域整備計画の実施に支障がないものとして黒部市の同意や改良区等の関係機関の同意書も申請書に添付されております。
- 〈2 番〉 三日市地区 三日市字庚申〇〇番〇外 1 筆 地目：田 現況：田の 2 筆 548 ㎡について。  
譲受人 黒部市三日市 〇〇へ  
譲渡人 黒部市宮沢 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は駐車場用地です。譲受人は、旧国道 8 号線沿いで建築や土木工事用機械、工具等の販売店を営んでおります。既存店舗の駐車スペースがあまりないため、譲渡人の区画整理の従前地を取得し、換地によって既存店舗隣接地の申請地を駐車場用地とするため申請されました。申請地には 6 台分の駐車場を整備し、既存の駐車場については乗入れ通路として利用するとのことです。また、残りの換地部分については貸駐車場として整備する予定です。申請地は市の区画整理事業の区域内であり、都市計画用途地域である準工業地域と第一種住居地域となり、農地区分としては原則許可となる第 3 種農地となります。
- 〈3 番〉 荻生地区 荻生字新堂〇〇番〇 地目：田 現況：田の 1 筆 323 ㎡について  
譲受人 黒部市荻生 〇〇さんへ  
譲渡人 射水市三ヶ 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅用地です。  
譲受人は妻と子ども 2 人、妻の両親と祖母の 7 人で暮らしています。子供も大きくなってきたこともあり、今後のことも考えて現在の居住地の向かいにある申請地を取得し、2 階建ての木造住宅を建築する予定です。  
申請地は市の区画整理事業の区域内であり、都市計画用途地域である第一種中高層住居専用地域となり、農地区分としては原則許可となる第 3 種農地となります。

〈4番〉 若栗地区 若栗〇〇番 地目：田 現況：田の1筆 147㎡について。  
借人 黒部市若栗 〇〇さんへ  
貸人 黒部市若栗 〇〇さんからの使用貸借権移転であり、転用目的は一般住宅用地です。農振除外方の案件です。  
譲受人は、若栗のアパートにて今年5月に入籍した妻と2人で暮らしていましたが、11月には第1子が生まれる予定のため、現在は譲受人の実家で同居している状態です。今後の子育てや両親の面倒を見ることなど考え、また両親の希望により実家の隣接地である申請地で住宅を建築することとしました。  
除外と転用の面積は147㎡ですが、これと既存宅地部分の155㎡と合わせた302㎡を住宅敷地として2階建ての木造住宅とカーポートを新築する予定です。  
申請地は10ha以上の集団農地であり、農地区分は第1種農地となります。例外許可として集落接続に該当する案件となります。

〈5番〉 三日市地区 新牧野〇〇番 地目：田 現況：田の1筆 270㎡について。  
譲受人 黒部市新牧野 〇〇さんへ  
譲渡人 富山市黒瀬北町二丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅用地です。  
譲受人は、新牧野のアパートで妻と昨年生まれた子どもの3人で暮らしております。今後の子育てのため、小学校や公共施設、商業施設へのアクセスのよい申請地で住宅を建築することとしました。申請地には2階建ての木造住宅を建築予定です。  
申請地は都市計画用途地域である準住居地域となり、農地区分としては原則許可となる第3種農地となります。

以上、5件 11筆 19,599㎡です。議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。1番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第98号 農地法第4条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

次に、議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

1番の案件について、下立地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番と5番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、3番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、4番の案件について、若栗地区の委員として意見はありません。

地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

A 委員：以前にも区画整理内の案件があったが今後もあるのか。

事 務 局：区画内で今後耕作をするのは1件だけであり、今後も出てくる可能性はある。

B 委員：打合せでも話をしたが、区画整理事業区域内の公図などの情報が区画整理前の状態であり、現状と確認する場合に非常にわかりづらい。事業が完了したところから登記する必要があるのではないか。

事 務 局：全体事業が完了後に登記する予定と担当課から聞いている。

会 長：他に意見はありますか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第99号農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第100号「農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」審議を行います。事務局より説明願います。

#### ◎議案第100号

事 務 局：議案第100号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断、いわゆる非農地判断の案件について説明いたします。

議案のページは9ページと10ページ、位置図と航空写真は資料番号6-1と6-2をご覧ください。今回、審議していただく案件は6件あります。

これらの農地はすべて、富山県の補助事業である「里山再生整備事業」および「みどりの森再生事業」に採択された事業区域であります。事業を行う土地は森林や竹林であります。その中の一部に、地目が田や畑のままとなっている土地があり、この地目ままでは事業を行うことができないため、今回、黒部市の担当課である農林整備課が土地所有者から書類を取りまとめ、非農地判断の申出がありました。

この里山再生整備事業とみどりの森再生事業とは、放置され荒廃した森林や竹林の伐採や枝打ちなどを行うことで、良好な景観を確保したり、クマ、サル、イノシシ等の鳥獣との生活圏の棲み分けを図ったり、災害の防止を進めるなど、森林環境を整備や生活環境の改善を推進することを目的としています。

それでは、地域別に説明します。まずは、前沢地区にある吉城寺地区の案件です。番号が1番から5番のものです。位置図と航空写真は資料6-1として、2ページにわたり示してありますので併せてご確認ください。

所在地は、宮野法浄及び吉城寺大門 計22筆 地目：田が21筆、畑が1筆 現況：山林 申出人は〇〇さん外4名です。

これらの土地は、昭和23年の航空写真を見ると、農地として活用されていますが、以降、耕作をやめたことにより、森林化が進んだものと思われます。

現地を確認したところ、傾斜のある土地がほとんどで、いずれの土地も高さ20~30mの木々が生い茂る森林となっており、農地として復元することは極めて難しい状況となっています。

事務局：次に、案件番号6番は、前沢地区にある本野地区の案件です。位置図と航空写真は資料6-2に示してありますので併せてご確認ください。

所在地は、本野字南大平 ○○番○ 地目：田 現況：山林 申出人は、○○さんです。  
この土地は、昭和23年の航空写真を見ると、田として活用されていますが、以降、耕作をやめたことにより、森林化が進んだものと思われます。

現地を確認したところ、傾斜があり大きく窪んだような土地で、高さ10~20mの竹が生い茂る竹林となっており、農地として復元することは極めて難しい状況となっています。

なお、すべての案件の現地確認は、前沢地区の農業委員である山本委員と一緒に行いましたので、申し添えます。事務局からは以上です。

会長：それでは、事務局から説明があった「農地」に該当するか否かの判断について、現地確認をされました山本委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会長：関係委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第100号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、当委員会では該当しないとの判断をいたします。

続きまして、議案第101号「令和5年度黒部市農用地利用集積計画について」審議いたします。

本議案について、当委員会の○○委員に含まれていること、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

それでは事務局から説明願います。

#### ◎議案第101号

事務局：議案第101号農用地利用集積計画について説明させていただきます。

13ページ目をご覧ください。今回は、令和5年8月22日から令和5年9月20日までに受付した利用権設定についてです。期間別、利用権設定面積は、新規6年未満0㎡、新規6年以上0㎡、再設定6年未満が54,054㎡、再設定6年以上が5,907㎡です。

14ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

田家地区	25件	50,845㎡
愛本地区	2件	6,188㎡
下立地区	1件	2,928㎡

総件数は28件で、利用権設定面積は59,961㎡となっております。

15ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回はありませんでした。

16ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積1,090万3,774㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、43.4%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積212万1,708㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、設定率8.4%となりました。

事務局：今回の利用権設定の詳細につきましては、17 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

会長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第 101 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
(16 時 50 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

6 番

\_\_\_\_\_

8 番

\_\_\_\_\_